

●香川県告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月9日

香川県知事 池 田 豊 人

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和7年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用、執務費用及び実費による。ただし、11,682,000円を上限とする金額とする。

3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出があった後に一括して支払うものとする。

4 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 白川尊大

住所 高松市亀岡町19番8号